

生活習慣病予防健診新規実施機関の募集について

全国健康保険協会千葉支部では、全国健康保険協会管掌健康保険に加入する被保険者を対象とした、健診実施機関を下記のとおり募集します。

記

1 対象

全国健康保険協会が定める「健診実施機関の選定基準」等を満たし、生活習慣病予防健診及び肝炎ウイルス検査が実施できる健診機関。

2 健診の内容

(1) 生活習慣病予防健診

- ・一般健診（診察等・身体計測、視力・聴力検査、血圧測定、尿検査、糞便検査、血液学的検査、生化学的検査、心電図検査、胸部レントゲン検査、胃部レントゲン検査、眼底検査）
- ・付加健診
- ・乳がん・子宮頸がん検診

(2) 肝炎ウイルス検査

3 健診実施機関の選定基準

健診実施機関の選定にあたっては、協会が実施する事業に協力的で、次に掲げる基準をすべて満たしていると認められ、特定健診機関コードを取得している医療機関を選定するものとします。

(1) 健診を実施する施設の基準

- ① 生活習慣病予防健診及び肝炎ウイルス検査（以下「健診事業」という）を実施するために必要な医師及び臨床検査技師等が確保されていること。
- ② 生活習慣病予防健診の検査項目を実施するために必要な医療設備を保有（リース契約等により調達することが明確に定められ、文書化され、かつ安定的に調達でき、自ら保有している場合と同等の実施体制が確立され、健診事業を実施する上で特段の支障がないと認められる場合を含む。）していること。なお、検体検査、胃内視鏡検査、乳がん検診、子宮頸がん検診、眼底検査については外部委託を可能とする。（外部委託にあたっては、生活習慣病予防健診における個人情報の取扱い事項を遵守する内容を含む契約を要する。）
- ③ 原則として、毎日（休診日を除く。）健診が実施できる体制であること。
- ④ 健診の受付、待合室の表示が明確にされているとともに、健診部門と一般診療部門が、壁やパーテーション等により物理的に分離されている又は時間帯の調整などの適切な方法により区分され、健診に必要な更衣室を有していること。なお、健診施設の改修や改築等

(老朽化や経営上の理由等によるものであって、天災その他やむを得ない理由によるものを除く。)により、一時的にこれらの確保が困難になると見込まれる場合には、あらかじめ必要な措置を講じ、健診の実施に支障が生じない体制を確保できること。

- ⑤ 検診車により検査を実施する場合は、上記①～③の基準を満たすこと。また、健診実施の際は、健診の受付、待合及び更衣スペースを確保し、受診者に不便が生じないよう配慮されていること。

(2) 検査の精度管理

- ① 検査の内部精度管理について、生化学検査等の検査に関してX-R管理図法等を用いた精度管理が毎日実施されていること。
- ② 検査の外部精度管理について、日本医師会による臨床検査精度管理調査又はこれに準ずる精度管理調査に毎年参加し、その評価が良好であること。日本医師会による臨床検査精度管理調査にあつては、協会が実施する生活習慣病予防健診等の検査項目等に対応する各項目に「D」が無いこと及び参加項目修正点が概ね「90点」以上であること。
- ③ 検査の精度管理上の問題があった場合は、適切な対応策が講じられること。
- ④ 検体の取扱い、操作、保守管理、チェック体制等について適切な管理体制がとられていること。

(3) 検査データの記録の管理体制

- ① 受診者の健診結果データ、レントゲンフィルム等健診記録の管理（5年間保存）体制が整っていること。
- ② 健診結果等を収録した「健診結果データ」及び「健診検査費請求データ」を作成し、当協会が配布する「健診結果データ作成ツール」で内容審査を実施し、当協会の情報提供サービス（インターネット利用）を通じて報告できること

(4) 受診者に対する生活指導、栄養指導等

- ① 受診者に対する健診結果の説明、生活指導、栄養指導等に適切に対応できること。また、健診結果の説明、生活指導、栄養指導等を実施する際は、受診者のプライバシーに配慮した施設（部屋）を確保すること。
- ② 受診者に対する健診結果は、健診実施後概ね14日以内に通知できること。

(5) 精密検査が必要な者、治療が必要な者に対して、適切な措置のとれる連携医療機関を有すること。

(6) 健診実施機関が保険医療機関の場合は、保険診療が適切に行われていることのほか、社会保険料の納付状況が良好であることなどを総合的に勘案し、健診実施機関としてふさわしいと認められること。

例：過去1年間分の社会保険料を納期内に納入していること。

医療機関の指導監督機関による行政処分を受けていないこと。

(7) 個人情報の保護について

「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57条）及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5版」および「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に基づき、個人情報保護に関する規程を策定し個人情報保

護のための安全管理措置を講じていること。

(8) その他

- ① 特定保健指導を実施している健診機関は、当協会加入者の生活習慣病予防健診結果データに基づく特定保健指導実施に係る契約締結について前向きに検討ができること。
- ② 事業者健診を実施している健診機関は、当協会加入者の特定健康診査結果データの提供依頼に係る契約締結について前向きに取り組むことができること。
- ③ 過去5年間に当協会千葉支部から健診業務を受託した経験がある場合、実施要綱・契約書等に定められた報告、請求等の期限を守り円滑な業務運営を行っていること。
- ④ 職員等への定期的な研修を実施していること。
- ⑤ 健診事業の委託により、協会加入者へのサービス向上や健診受診率の向上につながると認められる機関であること。

4 健診単価（契約金額）

一般健診一人当たり 上限 18,865 円（自己負担額上限 5,282 円を含む）。

付加健診・乳がん検診・子宮頸がん検診・肝炎ウイルス検査にも金額を定めています。

5 選定の流れ

契約可否の決定までは4か月程度を予定しています。

- (1) 一次審査 提出書類による書面審査。

↓

- (2) 二次審査 一次審査の結果により別途指定する日時に実地調査を実施。

↓

- (3) 当協会千葉支部内選定委員会⇒選定結果通知。

6 契約予定日

年度当初またはご相談に応じます。

7 その他

健診実施機関の選定につきましては、当年度実施要綱等による各基準をもとに行います。翌年度実施要綱等が示され、健診の内容、選定基準、契約金額等が変更される場合がありますので、予めご了承ください。

8 受託申請書の配布・受付及びお問い合わせ先

〒260-8645 千葉市中央区新町3-1-3 日本生命千葉駅前ビル2階

全国健康保険協会千葉支部 保健グループ

電話：043-332-2811